令	和4	4年度	一般	会計	歳出 第2款3項5目 企画調整事務費 12節(4)企画調査その他委託料							
_ ,,		種	1 番	号	委託担当							
受付番号					連絡先 区政推進課企画調整係 担当者名 未和苗							
ш У					電 話 540-2230							
					設計書							
1	委		託	名	「令和4年度オンライン母子保健相談事業」の業務委託							
2	履	行	場	所	港北区区政推進課 等							
3		行期間			■期間 契約締結日 から 令和5年3月31日 まで							
	又	は期限	ŧ		□期限 令和 年 月 日まで							
4	契	約区分			■ 確定契約 □ 概算契約							
5	そ	の他	特約	事 項								
	πĦ	ΤĦ	⇒∺	88	<b>■ 7</b> m							
6	現	場	説	明	<u>■ 不要</u> □ 要 ( 月 日 時 分 場所 )							
7	委	託	概	要								
					(1) 参加勧奨・広報の実施							
					(2) サービスの提供							
					(3) 対面サポートが必要な対象者の抽出・共有							
					(4) 業務実施報告書の作成							

- 8 部 分 払
  - □ する (回以内)
  - しない

部 分 払 の 基 準

					ы <u>У</u>	74	ひ 巫	+			
業	務	内	容	履 行 予定月	数	量	単位	単	価	金	頂

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代	金 額
内訳業	務 価 格
消費稅及	び地方消費税相当額

# 内 訳 書

名称	形状寸法等	数	星	単位	単 価 (円)	金	額 (円)	摘  要	
(1) 参加勧奨・広報 の実施			1	式					
(2) サービスの提 供			1	式					
(3) 対面サポート が必要な対象者の 抽出・共有			1	式					
(4) 業務実施報告 書の作成			1	式					
小計									
消費税及び地方消 費税相当額			1	式					
合計									

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

#### 「令和4年度オンライン母子保健相談事業」の業務委託 仕様書

#### 1. 業務名

「令和4年度オンライン母子保健相談事業」の業務委託

#### 2. 目的

港北区在住の妊産婦及び0歳児を育てる家庭(以下、対象者。)にオンライン健康医療相談サービスを提供 し、子育て不安や産後うつ等のリスク軽減をはかる。また、各種相談等を行うなかで、必要に応じて、区役所や 子育て関連施設等の地域資源に繋げる。

### 3. 業務内容

(1)参加勧奨・広報の実施

対象者に対し、港北区役所と協力して、事業への参加勧奨を実施する。

なお、受託者がチラシ6,000部を制作の上、委託者に納品し、対象者への周知広報は委託者が実施する。

(2) サービスの提供

利用を申し込んだ対象者に対して、以下のサービスを提供する。

ア 平日夜間 (18 時から 22 時) の産婦人科医・小児科医・助産師 (以下、医師等。) によるオンライン健康 医療相談

電話相談に加え、SNS 等を活用してスマートフォンやパソコンから、チャット・音声通話・動画通話を 通じての相談(1 件あたり 10 分間までの相談が可能であること。)を予約制(当日直前までの予約が可能 であること。)で受け付けることとする。

イ オンラインフォームでの健康医療相談受付

休日・夜間問わず毎日24時間受付し、原則、24時間以内に医師等から回答することとする。

- ウ 医師等による産前産後の健康情報等のオンライン配信(週1回以上)
- エ 妊娠中から授乳中の薬案内

休日・夜間問わず毎日 24 時間受付し、原則、24 時間以内に医師・助産師医師等から回答すること。 ただし、チャットボットによる対応も可とする。

オ サービス利用者等へのアンケート・各種調査等の実施

内容及び頻度については、委託者と調整の上、決定することとする。

カ 港北区の子育て支援情報の発信

利用を申し込んだ対象者に対して港北区の子育て支援情報を定期発信する。

また、相談内容が育児相談の対象者については、港北区の子育て支援情報を案内する。

内容及び頻度については、委託者と調整の上、決定することとする。

キ その他 (サービス提供体制)

対象者が円滑に相談できるよう、医師等の体制について、アの相談を1件当たり業務量1とし、イの相談を1件当たり業務量0.5として、ア及びイの合計業務量を年間で600確保すること。受託者は、600の月ごとの配分計画を委託者に提出し、実際の配分については、委託者・受託者で協議の上、決定することとする。また、アの相談については、同一時間帯に対応できる医師等を3名以上確保すること。

(3) 対面サポートが必要な対象者の抽出・共有

虐待疑い、産後うつ疑い、強い育児不安を抱えているなど、対面サポートが必要な対象者を抽出して、区役所や子育て関連施設等の地域資源に繋げる。なお、情報共有時の本人同意取得有無・方法については、委託者と調整の上、決定することとする。

- (4)業務実施報告書の作成
  - (1) から (3) の業務実施状況について、報告書に取りまとめ市へ報告すること。なお、報告書に記載すべき内容は、委託者と受託者が協議の上、委託者が定める。

## 4. 成果品

報告書(電子データ)

5. 成果品の納入場所

港北区区政推進課企画調整係

## 6. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

ただし、4月中に3(2)のサービスの提供を開始することとし、開始日は委託者・受託者で協議の上、決定することとする。

#### 7. 提出書類

契約締結後、10日以内に次の書類を提出する(様式不問)。

- 業務体制組織図
- ・従事者名簿 (氏名、職名、担当する業務)

## 8. 留意事項

- (1) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、横浜市契約規則、委託契約約款に定めるほか、委託者と協議の上実施すること。
- (2) 受託者は、本市が本事業にかかる会議等への受託者の参加が必要と判断した場合は、これに応じること。
- (3) 受託者は、当該業務に係る事務処理にあたっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託にかかり、委託者が得た情報(情報提供者が守秘を求めるものを除く)並びに報告書の内容については、業務遂行にあたって委託者は自由に利用できるものとする。